

高橋孝眞の

平成 26 年 4 月

県政レポート No. 8

《皆さんのご意見・声をお聞かせ下さい》

高橋孝眞事務所 TEL.FAX.0197-73-8885

事務所メールアドレス koushinn-jimusho@globe.ocn.ne.jp

〒024-0334 北上市和賀町藤根 17-121-3

高橋孝眞携帯 090-4557-3562

.....岩手県議会 2 月定例会に登壇（2 月 27 日）一般質問と答弁.....

《公債費率 18% 超えたこと・農政問題に関すること...将来に向けた重点課題を追及》



2 月 27 日二人目に登壇

質問 1 『希望郷いわて』について

(1) 希望郷いわての実現に向けた評価について (知事は、希望郷いわての実現に向けた取組をどのように評価されているのか。「思い」、「描いている姿」とのギャップはないのか。)

知事答弁 県では、『希望郷いわて』の実現を目指す『いわて県民計画』の進捗状況について、毎年 11 月に『政策評価レポート』として県議会に報告。人口の社会減を減らすこと、県民所得水準の国民所得とのかい離を縮小する事、求人不足数を改善する事等、これらの指標はおおむね良好に推移している。

(2) 県民所得の向上について (将来、県民所得が向上し、国民所得なみの所得が確保できる社会の実現に向け、知事はどのように取り組んでいくか)

知事答弁 本県経済をけん引する『ものづくり産業』の進行や、農林水産業の 6 次産業化等地域資源を発掘して、付加価値を高めていく取組等を推進。また、ILC 建設や海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、国際研究拠点の構築、ものづくり産業人材の育成など中長期の取組も併せて進めていく必要がある。

(3) 次期アクションプランの策定方針について (いわて県民計画の総仕上げ、『希望郷いわて』実現のための実行計画となる次期アクションプランをどのような方針の下、策定する考えなのか、知事の現時点での考えを伺う。)

知事答弁 現在の第 2 期アクションプランの取組の成果を検証し、明らかになった課題や、取り巻く社会・経済情勢の変化などに対応するため作成するものでありますが、現時点では、第 2 期アクションプランの着実な実行と、本格復興に向けた取組に専心して参ります。

質問 2 公債費負担適正化計画について

(1) 実質公債費率が 18% を超えたことについて (実質公債費率が 18% を超えたことの意味と、公債費負担適正化計画に基づく県内の発行抑制が予算編成に与える影響について伺う)

総務部長答弁 地方債の発行に許可が必要となると共に、実質公債費率を適正に管理していくために、公債費負担適正化計画の策定が必要となったもの。平成 26 年度当初予算においては、県が管理可能な県債の発行額を 354 億円とし、平成 25 年度の発行規模 25 年 9 月補正現計で 415 億円を下回る額に抑制を図ったところ。平成 26 年度の予算編成に当たっては、地域の元気臨時交付金などを活用して、公共事業について前年度並みの予算を確保するなど、予算編成への影響が生じないよう努めたところ。

(2) 公債費負担適正化計画における選択と集中について (県が財政運営上適正と考え目標とする実質公債費比率について示せ。また、震災対応以外の予算の減少をもう少し緩やかに抑え将来負担の支出を検討しながら、真に必要な事業には予算を確保するなどの対応が必要と考えるが県の見解を伺う。)

総務部長答弁 目標とする実質公債費率について、安定的に 18% を下回ることが財政運営上適正と考えているところであり、計画で定めた機関である平成 32 年度までに、18% を下回るよう努めてまいり所存。

必要な事業に対する予算の確保について、通常分の公共事業について東日本大震災津波の発生や、国の概算要求基準を踏まえ、国と連動したシーリング率を設定してきたところであり、平成 26 年度の通常分の公共事業費などについては、経済対策として事業量を確保することによって、必要な予算を確保。また、震災対応分を含む公共事業費全体においては、平成 23 年度と比較し 127% 増の 1,776 億円となっており、相当規模の事業費となっている。

今後においても、震災からの復旧・復興に最優先で取り組みつつ、希望郷いわての実現に向け、国庫補助金や後年度に地方交付税措置のあるより有利な県債を有効に活用するなど、真に必要な事業の予算の確保に努めて参る。



藤根のざぜん草

質問 3 被災地における用地取得について

(1) 復興事業の進捗状況に係る被災地住民への説明について (復興事業の遅れは被災地からのさらなる人口流出を招きかねない重大な問題と認識している。用地取得の遅れなどに伴う復興事業の遅れについては、被災地住民に正しく情報を伝え、きめ細やかな説明が必要と思うが、知事の認識を伺う。)

知事答弁 社会資本の主要 8 分野について、事業の実施箇所や規模、平成 30 年度までの工程見通しを「社会資本の復旧・復興ロードマップ」として取りまとめ、県ホームページや各事業説明会などにより周知いただいている。より詳細な事業内容については、各事業主体において住民説明会等を随時開催しながら情報を提供している。今後も、市町村と連携しながら、きめ細かな情報提供に努めるとともに、用地取得を含む復興事業を進める上でのさまざまな課題に対して、本格復興を推進して参ります。

(2) 用地取得に係る特例制度と用地加速化支援隊について (現在の国の検討状況はどうなっているのか。用地加速支援隊は、被災市町村が用地の取得を加速化する上で実効あるものと期待できるか。)

佐々木理事答弁 具体の用地取得困難事例を示しながら協議を進め

ている。引き続き、国に対して特例制度の創設を強く働きかけている。用地加速支援隊について、用地事務に精通した職員が不足している市町村においては、国の専門職員から助言を受けられることにより、一定の効果が期待できるものと考えられるが、用地における最大の課題である遺産分割協議等の当事者間調整や多数権利者との用地交渉の期間を短縮することは難しいと考えている。

(3) 用地職員の配置について (復興事業の本格化に対応できる人員が確保できる見通しが立っているか。県が予定している人員確保、組織体制強化と併せて伺う。)

総務部長答弁 来年度の復興事業用地取得を担う用地職員については、被災市町村で 274 人、県で 75 人が必要。現段階で被災市町村では約 9 割、県では約 8 割が確保できる見込み。現在も神奈川県などで、任期付職員の採用による派遣増員に取り組んでいただいている。

県においては、関係機関との調整や現地用地業務への支援により迅速化を図るため、来年度、本庁県土整備企画室に用地課長を新たに配置し、復興の進捗状況に合わせ、職員の採用、他の自治体からの応援職員の増員など、事業の推進に必要な人員の確保に努めていきたい。